

精華町文化・スポーツ振興奨励金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化・スポーツ振興事業を行う団体等に対し、その活動が著しいと認められたもの、又は広域的なものであって、本町の文化・スポーツの振興に寄与すると認められるものに対し奨励金等を交付する。

(対象事業)

第2条 奨励金等の対象事業及び経費は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 奨励金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、精華町文化振興奨励金交付申請書(別記様式第1号)又は精華町スポーツ振興奨励金交付申請書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第4条 町長は奨励金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を記し、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 奨励金等の交付を受けた者は、事業又は大会終了後から1か月以内に精華町文化振興奨励金実績報告書（別記様式第3号）又は精華町スポーツ振興奨励金実績報告書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。